

財理第 3994 号
令和 3 年 12 月 8 日

財政制度等審議会
会長 榊原 定征 殿

財務大臣 鈴木 俊一

令和 3 年度庁舎等使用調整計画について（追加議案）

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

横浜第2合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画(案)

庁舎等使用調整計画書

1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 横浜第2合同庁舎 】

(令和3年9月末時点)

国有財産台帳記載事項	口座名	横浜第2合同庁舎 (管理官署: 関東財務局横浜財務事務所)				
	所在	神奈川県横浜市中区北仲通5-57				
	区分	種目	数量(㎡)	価格(円)	取得年月日及び事由	備考
	土地	敷地	14,782	18,585,158,452	平成9年1月所管換	
	立木竹	樹木	329本	6,187,059		
	建物	事務所建	SRC-23-3 建 4,677 延74,389	5,067,645,629	平成5年7月新築	
	工作物	門外	一式	148,026,938	—	
合計		—	23,807,018,078	—		

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和3年9月末時点)

使用官署等名	専用面積(㎡)	使用区分
<<使用調整対象>> 南関東防衛局(※)	4,409.78	事務室等
<<使用調整対象>> 関東財務局横浜財務事務所(※)	1,463.40	事務室等
<<使用調整対象>> 関東農政局神奈川支局(※)	3,089.04	事務室等
<<使用調整対象>> 横浜保護観察所(※)	1,306.03	事務室等
<<使用調整対象>> 未使用部分(※)	1,753.41	
横浜地方法務局	4,535.16	事務室等
関東信越厚生局 麻薬取締部横浜分室	289.70	事務室等
(独)農林水産消費安全技術セン ター 本部横浜事務所	2,160.02	事務室等
横浜植物防疫所	2,044.43	事務室等
動物検疫所検疫部 畜産物検疫課	227.99	事務室等
(独)海技教育機構	1,310.50	事務室等
関東運輸局	5,328.21	事務室等
第三管区海上保安本部	5,065.89	事務室等
横浜地方海難審判所	652.39	事務室等
運輸安全委員会事務局 横浜事務所	454.73	事務室等
関東地方整備局	3,289.42	事務室等
神奈川労働局	1,915.66	事務室等
横浜南労働基準監督署	584.38	事務室等
関東地方環境事務所 横浜事務所	46.17	事務室等
総務省総合通信基盤局電波部 電波政策課電波利用料企画室	354.92	事務室等
共用部分	34,108.37	
合計	74,389.60	

※調整対象面積は約3,060㎡

(内訳: 南関東防衛局 約450㎡、関東財務局横浜財務事務所 約100㎡、
関東農政局神奈川支局 約1,070㎡、横浜保護観察所 全部、未使用部分 約130㎡)

3. 使用調整を必要とする理由

使用官署(横浜保護観察所)が横浜(新)地方合同庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペース(約3,060㎡)の有効活用をするため。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名	調整面積(㎡)	方法・時期	備考
南関東防衛局	約 1,230	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和5年度以降	廃止庁舎からの移転先確保及び、事務室の配置を一部変更し分散解消
関東信越厚生局 神奈川年金審査分室	約 300	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和5年度以降	廃止庁舎からの移転先確保
関東信越厚生局 神奈川事務所	約 520	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和5年度以降	借受解消
神奈川労働局	約 570	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和5年度以降	借受解消
神奈川労働局 横浜わかものハローワーク	約 140	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和5年度以降	借受解消
関東財務局 横浜財務事務所	約 200	<方法> 管理官署からの使用承認 <時期> 令和5年度以降	事務室の配置を一部変更し、分散解消・狭あい解消
共用通路	約 100	<方法> 転用 <時期> 令和5年度以降	専用通路の共用化
合計	約 3,060		

5. その他参考となるべき事項

【借受解消となる庁舎等】

- 所在地 : 神奈川県横浜市中区尾上町1-6 ICON関内
- 部局名 : 関東信越厚生局神奈川事務所
- 借受解消対象面積 : 約 430㎡
- 借受料年額 : 約 2,170万円

- 所在地 : 神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2
- 部局名 : 神奈川労働局(指導課幹旋室)
- 借受解消対象面積 : 約 100㎡
- 借受料年額 : 約 400万円

- 所在地 : 神奈川県横浜市中区南仲通3-32-1
- 部局名 : 神奈川労働局(労働基準部労災補償課分室)
- 借受解消対象面積 : 約 460㎡
- 借受料年額 : 約 1,880万円

- 所在地 : 神奈川県横浜市中区本町4-40
- 部局名 : 神奈川労働局横浜わかものハローワーク
- 借受解消対象面積 : 約 140㎡
- 借受料年額 : 約 670万円

令和3年度庁舎等使用調整計画について

- 横浜第2合同庁舎
- 那覇第1地方合同庁舎

令和4年2月21日
財務省理財局

横浜第2合同庁舎の庁舎等使用調整計画

使用官署（横浜保護観察所）が横浜（新）地方合同庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【横浜第2合同庁舎】



〔所在地〕

神奈川県横浜市中区
北仲通5-57

〔建物概要〕

平成5年築
地上23階、地下3階
建 4,677㎡／延 74,389㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

関東運輸局	5,328㎡
第三管区海上保安本部	5,066㎡
横浜地方法務局	4,535㎡
南関東防衛局	4,410㎡
関東地方整備局	3,289㎡
関東農政局神奈川支局	3,089㎡
関東財務局横浜財務事務所	1,463㎡
横浜保護観察所	1,306㎡
他11官署等	10,041㎡
未使用部分	1,753㎡
共用部分	34,108㎡

（注）下線の官署及び未使用部分の一部が
使用調整対象

横浜（新）地方合同
庁舎へ移転、及び
監査指摘等に伴い
生じる空きスペース
の活用

使用調整対象面積
約 3,060㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考	
南関東防衛局	約 1,230㎡	移転	令和5年度以降	【廃止庁舎からの移転先確保・分散解消】 横浜地方合同庁舎廃止により移転及び、事務室の配置を一部変更し分散解消するもの。	
関東信越厚生局神奈川年金審査分室	約 300㎡			【廃止庁舎からの移転先確保】 横浜地方合同庁舎廃止により移転するもの。	
関東信越厚生局神奈川事務所	約 520㎡	借受解消		【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約5,120万円が縮減されるもの。	
神奈川労働局	約 570㎡			【分散解消・狭あい解消】 分散解消及び狭あい解消のため事務室の配置を一部変更し、拡充するもの。	
神奈川労働局横浜わかものハローワーク	約 140㎡				
関東財務局横浜財務事務所	約 200㎡	拡充			【専用通路の共用化】
共用通路	約 100㎡	転用			
合計	約 3,060㎡				

横浜第2合同庁舎の庁舎等使用調整計画

今回対象

横浜第2
合同庁舎

【令和5年3月
竣工予定】

横浜(新)地方
合同庁舎

【R5年度以降移転】
▶横浜保護観察所
〔法務省〕

【R5年度以降移転】
▶横浜中税務署〔財務省〕
▶関東管区行政評価局〔総務省〕
▶横浜地方検察庁〔法務省〕
▶東京国税不服審判所横浜支所
〔財務省〕
▶横浜営繕事務所〔国交省〕

【R5年度以降移転】
▶南関東防衛局〔防衛省〕
▶関東信越厚生局
神奈川年金審査分室〔厚労省〕

【R5年度以降移転】
民間ビル 借受解消
▶関東信越厚生局神奈川事務所〔厚労省〕
▶神奈川労働局(指導課幹旋室、労災補償課
分室)〔厚労省〕
▶神奈川労働局横浜わかものハローワーク
〔厚労省〕

使用調整対象面積

- ◀新庁舎整備に伴う移転▶
▶横浜保護観察所〔法務省〕 約**1,310**㎡
- ◀監査指摘に伴う余剰スペース▶
▶関東農政局神奈川支局〔農水省〕 約**1,070**㎡
- ◀分散解消に伴う一部返還▶
▶南関東防衛局〔防衛省〕 約**450**㎡
- ◀分散解消・狭あい解消に伴う一部返還▶
▶関東財務局横浜財務事務所〔財務省〕 約**100**㎡
- ◀未使用部分▶ 約**130**㎡

計 約**3,060**㎡

使用調整後の面積

- ◀廃止庁舎からの移転▶
▶南関東防衛局〔防衛省〕
約**1,230**㎡ ※分散解消を含む
- ▶関東信越厚生局神奈川年金審査分室〔厚労省〕
約**300**㎡
- ◀借受解消(民間ビル)▶
▶関東信越厚生局神奈川事務所〔厚労省〕 約**520**㎡
▶神奈川労働局〔厚労省〕 約**570**㎡
▶神奈川労働局横浜わかものハローワーク
〔厚労省〕 約**140**㎡
- ◀分散解消・狭あい解消▶
▶関東財務局横浜財務事務所〔財務省〕 約**200**㎡
- ◀共用通路:専用通路の共用化▶ 約**100**㎡

計 約**3,060**㎡

※ []は、分散解消・狭あい解消に伴い、庁舎の使用
スペースを変更するもの

❌ 廃止

横浜(旧)地方
合同庁舎

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその
附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）

二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途
の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等
について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を
行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関す
る計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知し
なければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、
あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かななければならない。

5～7 （略）